

事務局規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人中部圏地域創造ファンド（以下「この法人」という。）定款第50条第4項の規定に基づき、この法人の事務処理の基準を定め、事務局における事務の適正な運営を図ることを目的とする。

第2章 組織

(事務局)

第2条 事務局に、事業部・基金運営部・総務部を置く。

2 部の分掌は、別紙の「業務の分掌」に定める。

第3章 職制

(職員等)

第3条 事務局に次に掲げる職員を置く。

- (1) 事務局長
- (2) 事務局次長
- (3) 部長
- (4) 参事
- (5) 主事
- (6) 事務員

2 理事長は、前項以外の職制を定めることができる。

第4章 職責

(職員の職務)

第4条 事務局長は、理事長の命を受けて、事務局の事務を統括する。

2 事務局次長は、事務局長を補佐するものとし、事務局長に事故があるとき、又は事務局長が欠けたときは職務を代行する。

3 部長は、事務局長の命を受けて、それぞれの部の事務を行う。

4 参事、主事及び事務員は、部長の命を受けて、それぞれの部の事務に従事する。

(職員の任免及び職務の指定)

第5条 事務局長及び重要な職員の任免は、理事会が行い、その他の職員の任免は、理事長が行う。

2 職員の職務は、理事長が指定する。

第5章 事務処理

(文書による処理)

第6条 事務の処理は、文書によって行うことを原則とする。

(事務の決裁)

第7条 事務は、原則として担当者が文書によって立案し、部長、事務局次長及び事務局長を経て、理事長又は理事長の補助機関の最終判断である決裁を受けて実施する。

(理事長決裁)

第8条 理事長は、おおむね次に掲げる事項を決裁するものとする。

- (1) この法人の運営に関する基本方針に関すること
- (2) 事業の計画及び実施方針に関すること
- (3) 予算の編成及び決算の調整に関すること
- (4) 理事会及び評議員会の招集に関すること
- (5) 定款規その他諸程の制定及び改廃に関すること
- (6) 基本財産の変更に関すること
- (7) 民間公益活動団体への助成など重要な事業の実施に関すること
- (8) 重要な契約に関すること
- (9) 重要な業務の受託に関すること
- (10) 取引金融機関の決定に関すること
- (11) 重要な固定資産の取得、交換、処分及び貸借に関すること
- (12) 職員の任免及び休職に関すること
- (13) 職員の表彰及び懲戒処分に関すること
- (14) 事務局長の休暇の承認、欠勤その他服務に関すること
- (15) 役員の出張に関すること
- (16) 職員の海外出張に関すること
- (17) その他この法人における重要事項に関すること

2 理事長が出張等により不在である場合において、特に緊急に処理しなければならない決裁文書は、二人以上の業務執行理事の承認を得て、副理事長が代理決裁することができる。

3 前項の規定により代理決裁した者は、事後速やかに理事長に報告しなければならない。

(事務局長決裁)

第9条 事務局長は、前条第1項を除く事項を決裁するものとする。

第6章 雑則

(細則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が定める。

(改廃)

第11条 この規則の改廃は、理事会の決議による。

附則

この規程は、平成30年10月15日より施行する。(平成30年10月15日理事会決議)

附則

この規程第5条第1項の変更については、理事会の決議があった日より施行する。(令和7年11月6日理事会決議)

附則

この規程は、2026年1月9日より施行する。(2026年1月9日理事会決議)